

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表十一の項下欄第二号中「千二百円」を削り、同号に次のように加える。

イ 検査対象軽自動車 千二百円

ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円

本則の表十一の項下欄第三号イ及びロを次のように改める。

イ 小型自動車 二千円

ロ 検査対象軽自動車 千四百円

本則の表十一の項下欄第三号に次のように加える。

ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円

本則の表十二の項下欄第二号中「千二百円」を削り、同号に次のように加える。

イ 検査対象軽自動車 千二百円

ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円

本則の表十二の項下欄第三号イ及びロを次のように改める。

イ 小型自動車 千七百円

ロ 検査対象軽自動車 千四百円

本則の表十二の項下欄第三号に次のように加える。

ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円

本則の表十三の項下欄第一号及び第二号を次のように改める。

一 小型自動車 二千円

二 検査対象軽自動車 千四百円

本則の表十三の項下欄第二号の次に次の一号を加える。

三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円

本則の表十四の項下欄第二号中「千二百円」を削り、同号に次のように加える。

イ 検査対象軽自動車 千二百円

ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円

本則の表十四の項下欄第三号イ及びロを次のように改める。

イ 小型自動車 二千円

ロ 検査対象軽自動車 千四百円

本則の表十四の項下欄第三号に次のように加える。

ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(国又は協会に納める手数料)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(国及び検査法人に納める手数料)

第二条 法第二百二条第一項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者が、

同条第二項の規定により、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額は、一両につ

き四百円とし、検査法人に納めなければならない基準適合性審査に係る手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一 両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 九百円 二 その他の自動車 イ 小型自動車 千六百元 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百元

<p>二 継続検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 九百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千三百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千四百円</p>
<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 千六百元</p>

	二 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百円
四 予備検査を申請する者	一 両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 九百円 二 その他の自動車 イ 小型自動車 千六百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百円

附 則

この政令は、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

理由

自動車の検査に係る手数料の額につき、検査業務の高度化等を踏まえた適正化を図るとともに、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自動車検査独立行政法人が行う基準適合性審査を受けようとする者が国及び同法人に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料の額を定める必要があるからである。